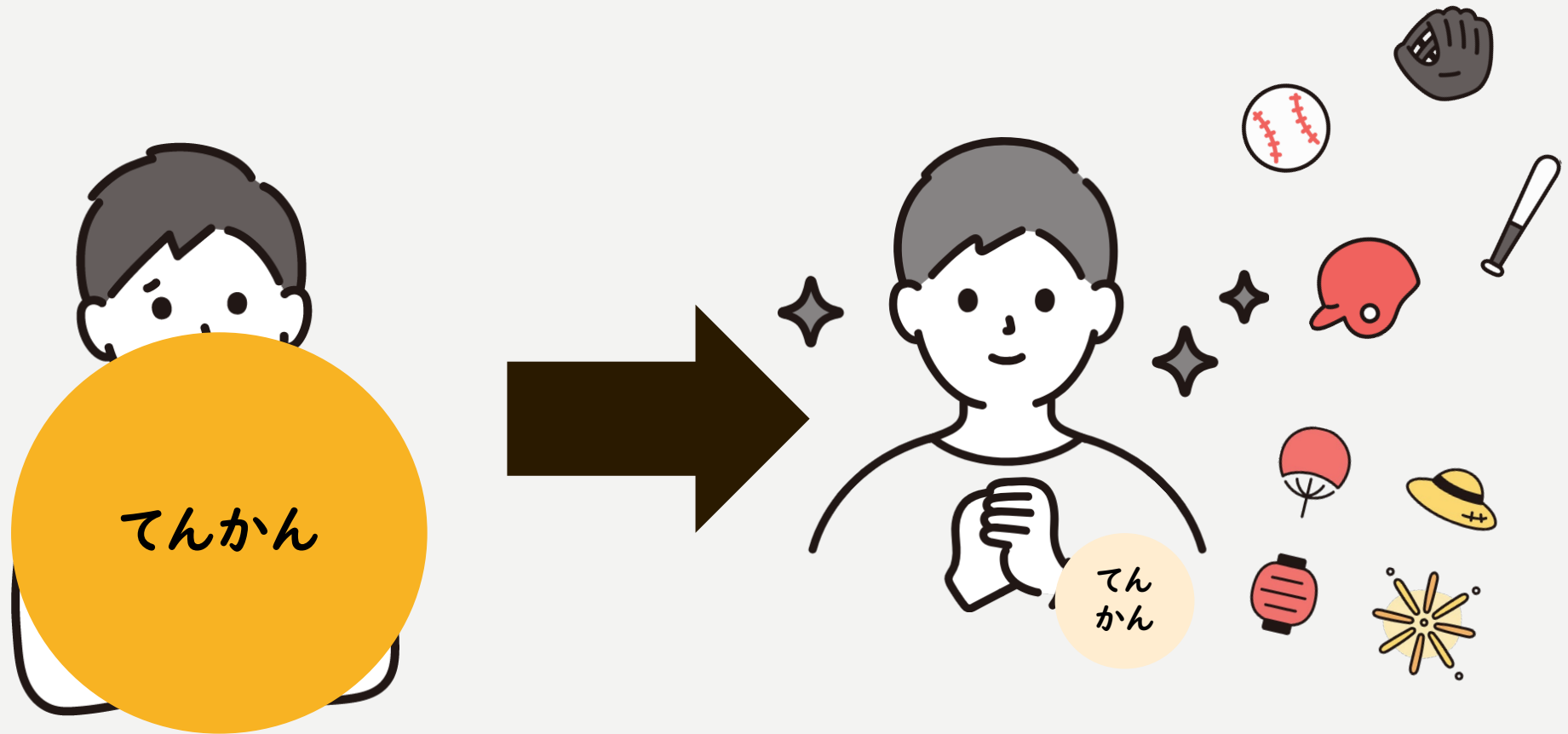


国立精神医療研究センター 総合てんかんセンター
てんかん市民公開講座 2024.7.28

支援制度と生活のサポート

国立精神・神経医療研究センター病院
地域連携医療福祉相談室 医療社会事業専門員 外山 愛

利用できる制度を活用し 必要なサポートを得て「自分らしく」生活する



はじめに

I 経済的なサポート

II 仕事のサポート

III 利用できるサービス

I

経済的な サポート



経済的な サポート

1. 医療費

2. 給付や手当

3. その他

4. 困窮相談

1. 医療費

【参考】
東京都福祉保健局HP
「東京都子ども医療ガイド」
医療助成制度－解説－

難病情報センターHP
「指定難病患者への
医療費助成制度のご案内」

厚生労働省HP
「高額療養費制度を利用される皆様へ」

子ども

子ども医療費助成制度 マル乳、マル子、マル青など

小児慢性特定疾病医療費助成制度

お住まいの自治体 市区町村

年齢
問わず

重度心身障害者医療費助成制度 マル障

難病医療費助成制度

自立支援医療(精神通院)

お住まいの自治体 市区町村

高額療養費(限度額適用認定証)

国保の方→市区町村
健保、共済の方→勤務先

自立支援医療 お住まいの市区町村

自己負担が
「1割」になる

月の上限額が
設定される

所得区分	所得の条件	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯又は支援給付世帯(※③を参照)	0円
低所得1	区市町村民税非課税世帯 本人収入80万円以下の方(公的年金収入等含む)	2,500円
低所得2	区市町村民税非課税世帯 本人収入80万円超える方(公的年金収入等含む)	5,000円
中間所得層1	区市町村民税(所得割)額が合計3万3千円未満の世帯 高額治療継続者(重度かつ継続)に該当する方 (重度かつ継続)に非該当の方は、負担上限月額は無く、自己負担は医療費の1割	5,000円
中間所得層2	区市町村民税(所得割)額が合計3万3千円~23万5千円未満の世帯 高額治療継続者(重度かつ継続)に該当する方 (重度かつ継続)に非該当の方は、負担上限月額は無く、自己負担は医療費の1割	10,000円
一定所得以上※④	区市町村民税(所得割)額が合計23万5千円以上の世帯 高額治療継続者(重度かつ継続)に該当する方 (重度かつ継続)に非該当の方は、この制度は受けられません	20,000円

高額療養費

国民健康保険→市区町村
健康保険組合、共済→勤務先または組合

「限度額適用認定証」を事前にとることで窓口での負担を軽減

<69歳以下の方の上限額>

適用区分		ひと月の上限額（世帯ごと）
ア	年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1 %
イ	年収約770～約1,160万円 健保：標報53万～79万円 国保：旧ただし書き所得600万～901万円	167,400円 + (医療費 - 558,000) × 1 %
ウ	年収約370～約770万円 健保：標報28万～50万円 国保：旧ただし書き所得210万～600万円	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1 %
エ	～年収約370万円 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	57,600円
オ	住民税非課税者	35,400円

年収に応じて
月の上限額が
定められる

2. 給付や手当

障害年金

20歳以上 障害基礎年金・障害厚生年金



年金相談センター・ねんきんダイアル

【参考】日本年金機構HP「障害基礎年金の受給要件・請求時期・年金額」

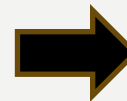
各種手当

特別児童扶養手当

障害児福祉手当

特別障害者手当

【参考】厚生労働省HP「特別児童扶養手当・特別障害者手当等」



お住まいの自治体 市区町村役場

3. その他

生命保険

心身障害者扶養
共済制度

厚生労働省HP
「心身障害者扶養共済制度」

障害者
手帳

税金の減免、交通費、公共料金、携帯電話、映画や入場料などの各種割引

障害者雇用の対象になる

お住まいの市町村

雇用
保険

休職者給付

教育訓練給付

就職促進給付

雇用継続給付

職業訓練受講給付

など

管轄のハローワーク

財産管理

成年後見制度

地域権利擁護事業

社会福祉協議会

民間の生命保険加入について

持病は申告しなければならないか？

申告が必要な持病を申告しない・虚偽の申告をする
→告知義務違反

持病があっても入れる保険の種類

限定告知型保険（告知する項目が少ない）

引受基準緩和型保険（引き受け基準が緩和されている）

無選択型保険（告知が必要ない）

4. 困窮相談

困窮相談

- 生活困窮者自立支援制度
- ・住宅確保給付金
 - ・家計相談
 - ・就労相談



社会福祉協議会

生活福祉金貸付制度

厚生労働省HP「生活困窮者自立支援制度」「生活福祉金貸付制度」

債務相談

法律相談 「法テラス」など

金融庁HP「多重債務についての相談窓口」

公的扶助

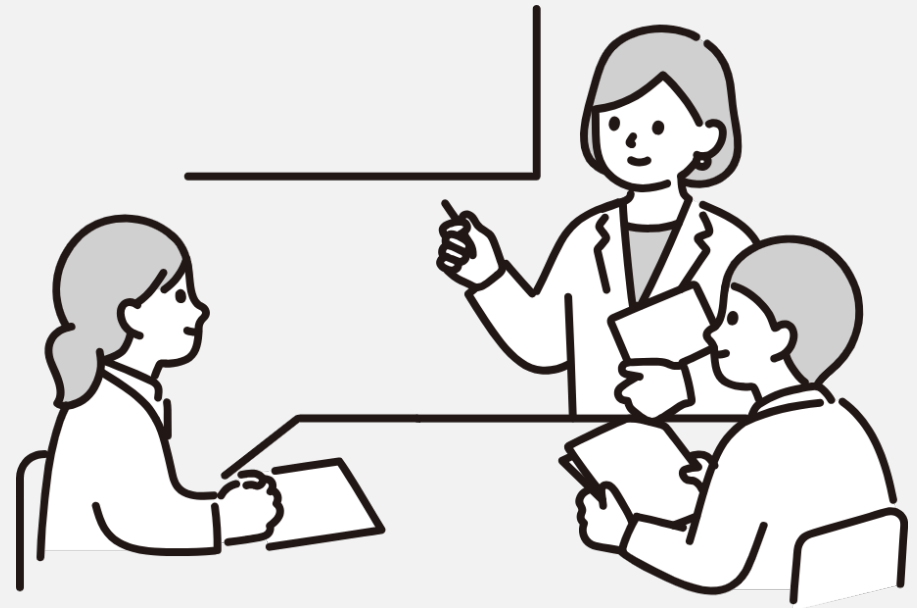
生活保護



お住まいの自治体 市区町村

Ⅱ

仕事の サポート



障害者の就労状況について ～障害者雇用促進法～

法定雇用率の引き上げ

障害者雇用促進法

○ 事業主に対して、従業員的一定割合(法定雇用率)以上の障害者の雇用を義務付け
〈令和6年4月から令和8年6月まで〉

民間企業: **2.5%** 国、地方自治体: **2.8%** 都道府県等の教育委員会: **2.7%**

〈令和8年7月以降〉

民間企業: **2.7%** 国、地方自治体: **3.0%** 都道府県等の教育委員会: **2.9%**

40人以上従業員がいる事業所はひとり障害者を雇用しなければならない

「障害者」は**障害者手帳**の所持者が対象

精神障害者は20時間以上30時間未満の短時間労働者も1人としてカウント

障害者に対する差別の禁止

障害者雇用促進法

すべての事業主の皆さま

雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となりました。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」を改正（平成28年4月1日施行）

- ①雇用分野での障害者差別を禁止
- ②合理的配慮の提供義務
- ③相談体制の整備・苦情処理・紛争解決の援助

障害者の雇用促進に関する法律

すべての事業主の皆さま

雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となりました。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」を改正（平成28年4月1日施行）

厚生労働省HP 合理的配慮指針事例集【第5】

- 本人と相談した上で、本人にてんかんの発作が起きたときの対処法を予め従業員間で共有し、対応できるようにしている。（50～99人／物品賃貸業／商品出荷、1,000人以上／生活関連サービス業／清掃）

仕事の相談のポイント💡

大切なのは
コミュニケーション!

自分の状態を伝えられる

対応の明確な方針

安心感・信頼関係を育む

就労パスポート

障害のある方が、働く上での自分の特徴や希望する配慮などを整理し、就職や職場定着に向け、支援機関や職場と必要な支援などについて話し合う際に活用できる情報共有ツールです。



仕事のために備えておくといよいこと

日常の支援

<発作の予防>
通院・服薬の継続
生活リズム・負荷の軽減

<緊急対応の事前共有>
安全対策
主治医との連絡体制の確保

緊急対応

発作時の対応
救急車について

緊急カードの活用!

「緊急カード」日本てんかん協会HPより

緊急カード
災害対応版

私は支援を必要としています

私の名前・連絡先・疾患・治療医療機関等について、この中に書いてあります。

氏名	
年齢	性別
生年月日	血液型
電話	
住所	

■病気の内容と程度

■日常発作頻度と介助概要

■処方薬剤 (種類・量・服用回数など)

■支援していただきたい内容

かかりつけの医師

病名	
主治医氏名	
電話番号	
所在地	

緊急連絡先

氏名	続柄
電話	
住所	

緊急の連絡先

名称	
電話	
住所	

日本てんかん協会 (一般の会) JEA (Japan Epilepsy Association)
〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-43-11 福祉財団ビル7F
TEL: 03 (3202) 5961 FAX: 03 (3202) 7235 <https://www.jea-net.jp/>
●持ち帰ったら協会(本部・支部)へ安否の連絡を入れましょう!

便利なツール、資料💡

緊急カード
災害対応版

私は支援を必要としています

私の名前・連絡先・病歴・治療の困難等について、この中に書いてあります。

氏名 _____ 性別 _____

年齢 _____ 血液型 _____

生年月日 _____

電話 _____

住所 _____

■ 病気の内容と程度

■ 日常発作頻度と介助概要

■ 処方薬情報 (種類・量・服用回数など)

■ 支援していただきたい内容

新居、クリニック
主治医氏名 _____
電話番号 _____
所在地 _____

氏名 _____ 性別 _____
電話 _____
住所 _____
名称 _____
電話 _____
住所 _____

名称 _____
電話 _____
住所 _____

日本てんかん協会 (JEA) Japanese Epilepsy Association
〒117-0002 東京都豊島区東池袋1-1-1 池袋駅前ビル7F
TEL: 03(2020)5861 FAX: 03(2020)7238 E-mail: www.jea-net.jp/

自分の状態・必要な配慮を伝えるために便利なツール

「緊急カード」日本てんかん協会HP

「就労パスポート」厚生労働省

「セルフケア&コミュニケーションツール」ぷるすあるは など

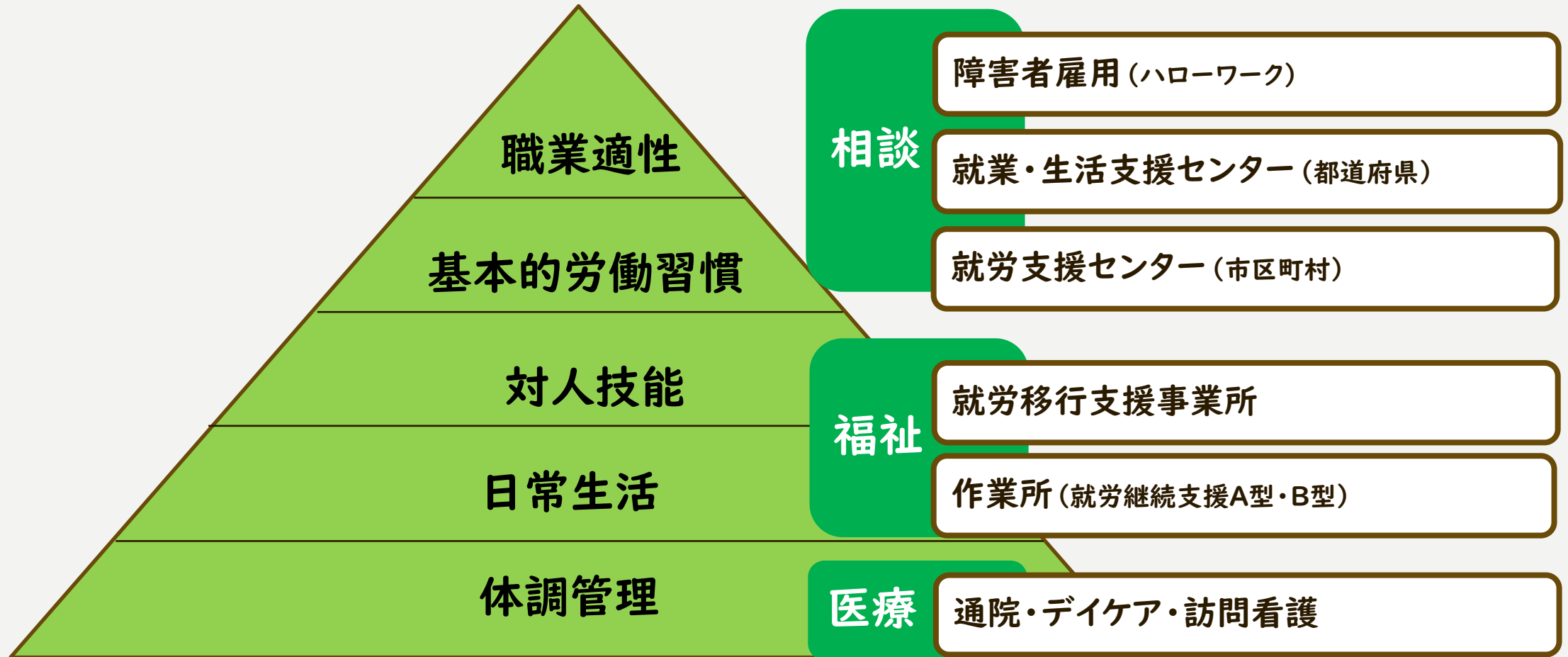
てんかんを知ってもらうために便利な資料

「事業者向けてんかん雇用ガイド」日本てんかん協会HP

「雇用を考える企業様へ」てんかんinfo. HP など

「緊急カード」日本てんかん協会HPより

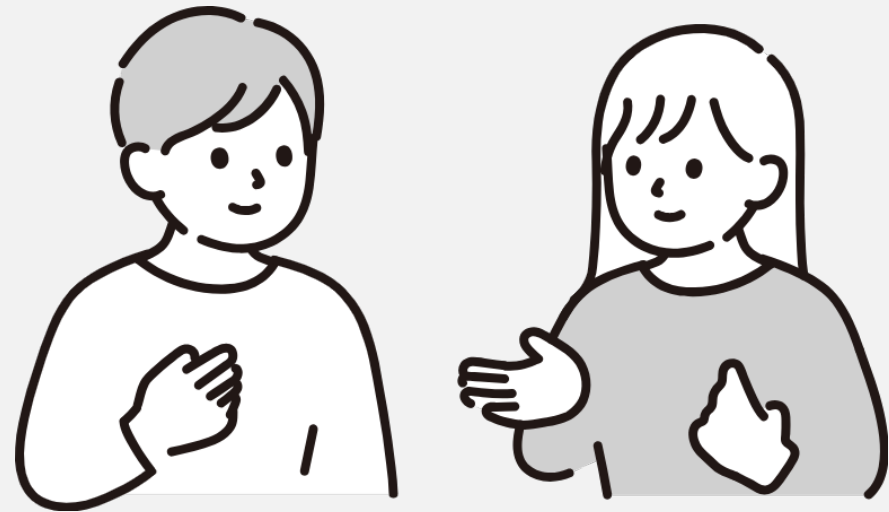
課題にあわせて支援を選ぶ



高齢・障害・求職者支援機構ホームページより平易にして引用

Ⅲ

利用できる サービス



サービスの概要

障害福祉サービス

訪問系

日中活動系

施設系

居住支援系

訓練系就労系

生活用具など

医療系のサービス

精神科訪問看護

精神科デイケア

精神科作業療法

心理教育など

その他のサービス

発作記録アプリ

日本てんかん協会

当事者会

家族会など

医療のサービス

精神科訪問看護

服薬管理（セッティング、チェック）

モニタリング（体調、睡眠、食事）

困りごとの相談

医療的な助言（発作時の対応など）



【利用方法】

主治医に相談

訪問看護の事業所に連絡

利用契約

主治医の指示書

【料金】

自立支援医療が利用できる

障害福祉サービス

頭部保護帽



日常生活用具給付

【申請先】

市町村の障害福祉の窓口

- ・障害要件
- ・上限額

自治体によってことなる

その他のサービス

発作記録アプリの

服薬記録
服薬アラーム

発作記録（録画、時間）
発作の種類

救援依頼SOS など



その他のサービス

日本てんかん協会

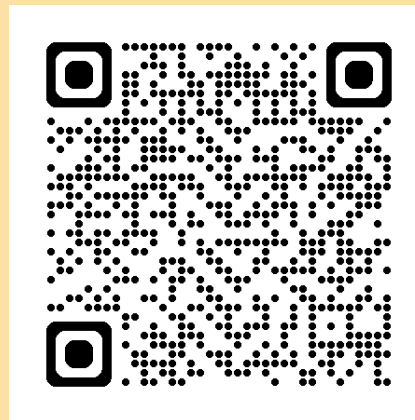


相談事業（電話・面接）

専門医療機関リスト

車の運転に関する資料

緊急カード書式/リーフレットなどのダウンロード

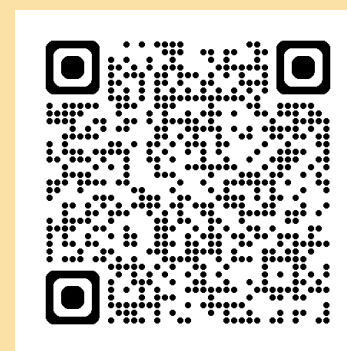


日本てんかん協会HP

その他のサービス

MOSES・famoses

てんかんのある人が、病気をもつ他の人やトレーナーと意見交換をしながら、病気についての知識、病気と向き合う方法について学ぶプログラム



MOSES・FAMOSEsのHP

てんかん 専門相談

日本
てんかん
協会

てんかん相談専門ダイヤル03-3232-3811

来所による面接相談

専門病院

東京都てんかん拠点支援病院
「てんかんに関する相談」相談フォーム

静岡てんかん・神経医療センター
てんかんホットライン 本人・家族・一般の方・医療機関

てんかん支援拠点病院

てんかん支援ネットワーク

てんかん診療ネットワーク

障害 全般相談

都道府県

精神保健福祉センター

保健所

自立支援医療

市区町村

市区町村 障害福祉担当

障害福祉
サービス

障害者基幹相談支援センター

地域生活支援センター

成年後見制度

社会福祉協議会

生活困窮者
自立支援制度

医療機関

相談室

訪問看護

サポートを探すポイント💡

何に困って
いるか

どうなると
いいか

課題に応じた相談先につながることが大事

必要なサポートを得て 「自分らしい生活」を

